

青森市斎場整備運営等事業\_入札説明書等に関する質問・意見（第2回）への回答

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		タイトル	質問・意見	回答	
1	入札説明書	11	第3	12			事業スケジュール	【解体工事日程について】 解体前に実施する各種調査結果で、例えば「アスベストが含有された部材がある等」においては、施工方法が追加・変更になりますが、その際は工期の変更について協議の対象となります。	ご認識のとおりです。現斎場の解体について、調査の結果アスベストが検出され、工期に変更が生じる場合は、工期の変更について協議の対象となります。	
2	入札説明書	11	第3	12			事業スケジュール	⑤現斎場の解体時期が令和9年3月までとなっております。解体工事後の外構仕上げ工期に関しては、令和9年4月からと考えてよろしいでしょうか。また完成期日の目安はあるかご指示願います。	解体工事後の外構仕上げを含めて、令和9年3月までとしておりますが、解体工事等の状況により、工期変更が必要となった場合には、協議の対象となります。	
3	入札説明書	15	第4	2	10)		10)ヒアリング	「ヒアリングの詳細については、事前に応募者の代表企業に通知する。」との記載がありますが、通知の内容について不明な点があれば質問はできるものと考えて直しいでしょうか。	ご認識のとおりです。	
4	入札説明書	15	第4	2	10)		募集及び選定の手順	令和5年8月下旬に予定されているヒアリングについて具体的にどのような内容でしょうか。プレゼンテーションなどを想定しているのでしょうか。ご教授願います。	ヒアリングの内容については、各20分程度のプレゼンテーションと提案内容に関するヒアリングを想定しています。日程については、後日通知する予定です。	
5	入札説明書	22	第5				整備等費用の負担に係る事項	本事業の費用について、設計・建設工事費と運営業務委託費それぞれに上限額を設定しておりますが、合算金額の上限を入札可能条件としていただけないでしょうか。	設計・建設工事費及び運営業務委託費については、市として意思決定したものを、市議会に対して説明したうえで、全体の上限額として承認された事項であるため、当該入札条件の変更はできません。	
6	入札説明書	36	別紙3	1			本事業に係る費用について	別紙3の内容で、D(SPC運営に係る費用)について、維持管理運営に係る費用となっておりますが、見積金額は様式8-15「設計・建設工事・解体工事・工事監理費見積書」に記載となり、整合が取れません。SPCに関する費用については、運営業務委託費として計上との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりSPCに関する費用については様式10-5でご記載の上、運営業務委託費として計上してください。様式8-15を修正いたします。	
7	入札説明書	36	別紙3	1			本事業に係る費用について	別紙3の内容で、サービス購入料B(開業準備費)について、維持管理運営に係る費用となっておりますが、見積金額は様式8-15「設計・建設工事・解体工事・工事監理費見積書」に記載となり、整合が取れません。当該費用については、運営業務委託費として計上との理解でよろしいでしょうか。	開業準備業務については様式9-14運営業務費として計上してください。また、様式8-15設計・建設工事・解体工事・工事監理費見積書記載の稼働準備費については、建設業務における稼働準備業務にあたる内容であることから、様式9-14とは分けて計上してください。	
8	入札説明書	38	別紙3	2			サービス購入料の支払い方法について サービス購入料E 燃料費・光熱水費	火葬に係る燃料費および電気料金は「精算制」としていただいておりますが、提案金額以上に燃料調達費が高騰した場合は、その差額分を精算いただけるとの認識で間違いございませんか。また、提案金額よりも実勢単価(もしくはその時点での公共単価等)が下がった(安くなった)場合、その差額分を返納することになるでしょうか。提案金額に大きく影響しますので、事業者の提案金額に対するリスクの考え方をご教示願います。	ご認識のとおりです。提案金額より実勢単価が下がった場合についてもご認識の通り返納いただく想定です。	
9	入札説明書	39	別紙3	3	2)	②	ア	サービス購入料Aの改定	【解体工事費の変更について】 提案書類提出時点における見積採用単価は令和5年7月現在ですが、解体工事着手は令和8年10月以降であり、落札決定後約3年3か月後になるため、物価の変動が考えられます。よって、解体工事は着手時点における、インフレーション等によるサービス購入費Aの見直しが必要と考えますので、表(P39)に追加記載していただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。(別紙3P39) 「青森市及び事業者は、サービス購入料Aのうち建設業務及び解体業務に要する費用について、約款に従って、サービス購入料が不適当となったと認めるときは、相手方に対しサービス購入料の変更を請求することができる。」
10	入札説明書	39	別紙3	3			サービス購入料の改定	維持管理・運営費(火葬炉燃料に係る燃料費及び光熱水費を除く)の改定に用いる指標が賃金指数とされています。光熱水費の変動を、サービス購入料の改定額に反映させるにあたり、より実態に近くなるため、消費者物価指数等を採用頂くことを検討ください。(値上げ、値下げの両面で実態をより正確に反映できると思料します)	維持管理・運営費(火葬炉燃料に係る燃料費及び光熱水費を除く)について、運営に必要な人件費等と、建物維持管理等に要する委託業務の占める割合を考慮し、賃金指数を用いていることから、原案どおりとします。	
11	要求水準書	9 46	第1 第2	5 7	3) 2)	イ ⑩		燃料費・光熱水費の負担及び燃料保管設備について	青森市斎場及び浪岡斎園において火葬炉とその他の電気系統を分けてメーターを設置すること、同じく火葬炉に使用する灯油についても保管などについて区分するようとの記述があるので、令和6年3月までに設置工事が必要となります。その際は火葬炉の休止のため斎場業務の休業が必要となりますので、青森市の方針をご教示願います。	設置工事のための火葬炉休止については市と協議の上判断することとします。
12	要求水準書 建替基本計画	11 30	第2 5	1 5.4	1) (1)	○ 表		○新斎場の施設要件 (1)駐車場計画	従業員用駐車台数の記載がありませんが、普通乗用車59台に含まれているという認識で宜しいでしょうか。別途設ける必要がある場合は何台分必要でしょうか。	従業員用駐車台数は普通乗用車59台に含まれません。従業員用駐車台数は事業者の提案に委ねます。
13	要求水準書	18	第2	5	2)	①		施設構成及び諸室要件 エントランスエリア ポーチ	現斎場の利用実績で最大のマイクロバスの大きさをご教示ください。	通常乗り入れしているマイクロバスの大きさは、全長約7メートル、車幅約2.1メートル、車高約2.5メートルの標準的な車両と推定され、この大きさの車両が、エントランスポーチにおいて横付けし乗降できるスペースを確保することを要件にしています。 また、現斎場においては、大型バスの乗り入れもあることから、駐車スペースにおいて考慮する必要があり、標準的な大きさでは、全長約11メートル、車幅約2.5メートル、車高約3.7メートルとなることから、第1回目の際に回答しています。
14	要求水準書	22	第2	5	6)	①	ウ	事務室	事務室内に体調を崩された方の休憩スペースを設ける旨の記載がございますが、別な場所に設ける提案としてもよろしいでしょうか。	可能とします。ただし、管理者や事務室に常駐する人員が安全管理できるような配置、動線に配慮した提案としてください。
15	要求水準書	46 47	第2	7	2)	⑩		燃料保管設備	「灯油(着火用にプロパンガスを使用する場合はプロパンガスも含む)において、火葬炉で使用する燃料とその他(暖房等)に使用する燃料についてそれぞれ保管等を分けること」とあり、第一回の質疑回答で、「火葬炉燃料に係る費用は青森市が負担することとしているため、明確に区別してください。」とのご指示がございましたが、タンクは1つにまとめ、配管を火葬炉燃料に使用する管とその他に使用する管に分け、それぞれの配管に使用量メーターをつける方法でもよろしいでしょうか。	燃料の使用量が明確に区分できるのであれば使用量メーターでの区分で差し支えありません。

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		タイトル	質問・意見	回答
16	要求水準書	48	第3	1	3)	イ	第3 設計業務要求水準3)実施体制	「設計業務管理技術者、照査技術者については、施工業務の開始から完了まで専任で配置すること。」との記載がありますが、設計が完了した後の施工期間に専任での配置は不要ではないでしょうか。仮に「設計業務の開始から完了まで…」の誤りだった場合、専任ではなく他の業務と兼務を可とさせて頂けないでしょうか。	「施工業務」は誤りのため、「設計業務」と修正いたします。加えて、「専任」について、設計業務において、担当者を固定し、同一の技術者が設計することの意味で、「専任」としておりましたが、他に請け負っている別の仕事と兼務はできないとの誤読を招く可能性があることから、「専任」という表現を削除いたします。
17	要求水準書	51	第3	4	1)	ウ	留意事項	杭撤去にあたって、近隣地盤に影響を及ぼす可能性がある場合は、撤去せず、存置することで宜しいでしょうか。	杭を含む地下工作物の存置については、「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」(一般社団法人日本建設業連合会 2020年2月作成)及び関連する環境省通知の諸条件を満たしているか、十分に検証のうえ、存置することが、やむを得ない場合には、存置することを認めます。
18	要求水準書	56	第4	3	5)	ウ	建設工事	杭工事で発生する掘削土については、自ら利用と考えて宜しいでしょうか。	建設発生土については、国の示すところの通知やガイドラインに従い、廃棄物該当性には十分留意し、可能な限り、適正に再利用することとしていただきます。
19	要求水準書	65	第5	1	1)	ク	施工業務及び関連業務の実施	4月10日公表の質問回答No.43で、アスベストが検出された場合の費用については、貴市との協議との回答をいただいておりますが、解体工期についても協議いただけるとの認識でよろしいでしょうか	ご認識のとおりです。
20	要求水準書	73	第7	1	5) 6)	イ イ	修繕・更新及び小破修繕について	5)修繕・更新については「新斎場」についての記述であり、6)小破修繕については「現斎場と浪岡斎園」についての記述と分けて考えてよいでしょうか。あるいは、施設の区分ではなく、内容により区分されているのでしょうか。そうであれば区分方法の考え方をご教示願います。	前者のご認識のとおり、5)修繕・更新については「新斎場」、6)小破修繕については「現斎場及び浪岡斎園」を指す記述です。
21	要求水準書	81	7				警備業務	現斎場・斎園の機械警備仕様は今後も継続使用と考えてよろしいでしょうか。また、新斎場の機械警備仕様は市側から要望・指示等がありますでしょうか。それとも事業者提案でしょうか。ご教授願います。	現斎場・浪岡斎園の機械警備について、現状維持、新斎場は事業者提案を基本としますが、全てにおいて、統合する提案も可能です。
22	要求水準書	82	8				環境衛生管理業務	本業務については、現在の両斎場・斎園で業務を行ってはいませんが、今後は記述通り、新斎場だけでなく両斎場斎園でも行うということでしょうか。ご教授願います。	ご認識のとおりです。
23	要求水準書	83	第7	12		ア	エネルギー管理業務	エネルギー管理統括者、及びエネルギー管理企画推進者は非常駐で可、との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
24	要求水準書	92	第8	6		ケ	告別・炉前・収骨等業務	「会葬者等の収骨作業に適切な指導・補助を行うこと」とありますが、収骨時間中は事業者側の職員が常駐し対応する、という捉え方で間違いはないでしょうか。	ご認識のとおりです。
25	要求水準書	94	第8	10			動物火葬業務	動物火葬の受付については、電話受付対応でもよろしいでしょうか。	動物火葬の予約は、電話受付も可能とします。ただし、全ての火葬予約状況(動物、人体の一部、改火葬を含む)及び追族控室などの利用受付状況が確認が可能なシステムとしてください。
26	要求水準書(添付資料4)		7				アロライザー保守点検業務	青森市斎場で本業務は現在実施されていますでしょうか。ご教授願います。	現在は、当該設備について使用を停止し、保守点検も実施していないため、削除します。
27	要求水準書(添付資料5)		6				水質保全維持管理業務	現在、浪岡斎園では井戸水を飲料水として使用せず、雑用水(トイレ・手洗い用)として使用しているようです。記述の測定・点検項目は今後実施するという事でしょうか。また現在水質検査11項目を年2回実施しているようですが、水質検査項目をご教授願います。	要求水準書の添付資料5には、現在未実施の項目も含まれていたため、加圧ポンプ点検、制御盤点検項目以外は削除します。なお、現在実施している11項目年2回の浄水水質検査については、記載がありませんでしたが継続して実施することが必要であると考えるため、追記します。
28	要求水準書(添付資料5)		9				樹木等管理業務	「浪岡斎園入口の森林、下草刈及び枝払い」5年/1回、とありますが、この業務は現在も実施されていますでしょうか。ご教授願います。	当該業務については、5年間の指定管理期間において完了するよう実施しています。
29	要求水準書に係る関連資料						資料02 青森市斎場地質調査業務報告書(令和3年度)	ボーリング柱状図、推定土層断面図により、地盤の傾斜が激しい地質であり、受領した4ヶ所のうち2ヶ所は、N値50以上の層5mが確認できません。この情報では、経済的な構造設計が難しい状況です。受領した4ヶ所の中間地点や別地点等、敷地全体でN値50以上5mを確認できる調査結果を追加で頂けないでしょうか。また、液状化について、水平加速度2.0m/S <sup>2</sup> の検討結果はございますが、水平加速度3.0~4.0m/S <sup>2</sup> での検討結果についてもご提示頂けないでしょうか。	地質調査について提示した資料が、市で保有する調査結果のすべてとなります。
30	要求水準書に係る関連資料						資料02 青森市斎場地質調査業務報告書(令和3年度)	上記の質問NO29で、追加調査結果をお示しいただけない場合には、市の提示した地質調査結果は、当該用地は不確実性の高い地盤であるとの証左と考えますが、そのことは、入札説明書33ページ、別紙2)リスク分担、官民リスク分担【新斎場】の地中埋設物リスクに記載の「青森市があらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できる地質障害や地中障害物等」における「合理的に想定できる」ものとお考えでしょうか。また、その場合は、経済的な構造設計とはならない可能性がありますが、その解釈でよろしいでしょうか。さらに、「合理的に想定できる」ものを超えるリスクが顕在化した際の対応についてご教示ください。	市で提示した地質調査結果から想定できる地盤の不確実性を十分に考慮し、堅実な設計を提案し、その設計条件を提案書に記載してください。その結果の構造設計の経済性については、提案によります。また、「合理的に想定できる」ものを超えるリスクが顕在化した際の負担者は、リスク分担に記載のとおりに対応となります。
31	様式集	53	様式7-5	①			様式7-5 ① 火葬炉概要	指定様式、A3判1枚とのご指定ですが、指定枚数の中で提案仕様により、項目の追加、削除等を行ってもよろしいでしょうか。また、表内の文字サイズが様式集データでは8ポイントとなっておりますが、これに合わせてよろしいでしょうか。	提案により項目の追加を認めず、削除する場合は削除理由を記載してください。また、文字サイズについては様式集データの通り8ポイント以上で記載してください。
32	様式集		様式8-15				設計・建設工事・解体工事・工事監理費見積書	表中の最下部【サービスク購入料A】施設整備費合計(1+2+3)」とありますが、(1+2+3+4+5)ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。様式集を修正いたします。
33	様式集		様式8-15 他				設計・建設工事・解体工事・工事監理費見積書 他	様式10-6については「項目の削除は不可とする」とありますが、8-15、9-13、9-14、9-15、9-16については項目の削除も可能でしょうか。	様式8-15E列の記載例については提案により削除を可としますが、その他様式については項目の削除を不可とします。

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		タイトル	質問・意見	回答
34	様式集		様式 9-13 様式 10-6				現斎場維持管理業務費内訳書 他	様式9-13等に「費用は平準化(平均)した額ではなく、提案する内容・工程に合わせ…」とありますが、様式9-13等においては実際にかかる費用予定額を記載し、様式10-6においては平準化したサービス購入料を記載するという理解でよろしいでしょうか。	様式9-13等、様式10-6どちらも平準化(平均)せず、実際にかかる費用予定額のおりに記載してください。 なお、様式10-6の「損益計算書」1「営業収入」欄については、様式10-5で算出された年間割額(平準化した額)としてください。
35	様式集		様式 9-15				浪岡斎園修繕及び更新費内訳書 他	欄外に「様式9-12の修繕費の項目と整合を取ること」とありますが、様式9-12「光熱水費や使用燃料の節約方法の提案」でお間違いないでしょうか。	記載に誤りがありました。様式9-13維持管理業務費内訳書との整合を取ることとし、様式集を修正いたします。
36	様式集		様式 9-16				現斎場光熱水費及び燃料積算書	【サービス購入料E】の火葬炉燃料に係る燃料費・光熱費合計(円)で、5(火葬炉以外)との記載ですが、5.灯油料金(火葬炉部分)との解釈でよろしいでしょうか。	記載に誤りがありました。5.灯油料金(火葬炉部分)とし、様式集を修正いたします。
37	様式集		様式 9-16	①②			様式9-16 ①②	現斎場及び浪岡斎園については現行の施設・設備を活用する計画となっております。このため、当該様式の光熱水費及び燃料積算書の作成にあたり、これまでの実績の使用量、金額をお示しいただけないでしょうか。(水道料金、電気料金、燃料使用量)もしくは、現指定管理者での運営実績をお示しいただけませんでしょうか。	資料を対面対話で提示しました。
38	設計・建設工事請負契約書(案)	31	別紙1				事業日程(第2条関係)	解体業務完了予定日(令和9年3月)以降に同跡地の整備に着手するとの考えでよろしいでしょうか。	解体工事後の外構仕上げを含めて、令和9年3月までとしておりますが、解体工事等の状況により、工期変更が必要となった場合には、協議の対象となります。